連絡先					
担当者氏名:			届出番号		
電話番号:					
届出事項)	.:				
	[医療観察治療抵	抗性統合失調症治	療指導管理料] の施設基準	単に係る届出	
		州の請求に関し、不	正又は不当な行為が認め	引する法律第72条第1項の規定に基で られたことがないこと。(訪問看護事	
指定通院医療機 為を行った者の 律第81条第1項 為が認められた	機関においては、当該届 医療及び観察等に関す 種の規定に基づく検査等 ことがないこと。)	る法律第85条第11 の結果、指定訪問表	頁、健康保険法第94条第1 看護の内容又は訪問看護9	して、心神喪失等の状態で重大な他 項及び高齢者の医療の確保に関する 寮養費の請求に関し、不正又は不当	ェー 害行 る法
指定通院医療 為を行った者の 律第81条第1項	機関においては、当該届D医療及び観察等に関す の規定に基づく検査等ことがないこと。) のすべてに適合している	る法律第85条第11 の結果、指定訪問表	頁、健康保険法第94条第1 看護の内容又は訪問看護9	項及び高齢者の医療の確保に関する	ェー 害行 る法
指定通院医療療 為を行った者の 律第81条第1項 為が認められた	機関においては、当該届D医療及び観察等に関す の規定に基づく検査等ことがないこと。) のすべてに適合している	る法律第85条第11 の結果、指定訪問表	頁、健康保険法第94条第1 看護の内容又は訪問看護9	項及び高齢者の医療の確保に関する	ェー 害行 る法
指定通院医療療 為を行った者の 律第81条第1項 為が認められた 標記について、上記基準 年 月 指定医療機関の	機関においては、当該届D医療及び観察等に関す の規定に基づく検査等 ことがないこと。) のすべてに適合している	る法律第85条第11 の結果、指定訪問表	頁、健康保険法第94条第1 看護の内容又は訪問看護9	項及び高齢者の医療の確保に関する	ェー 害行 る法

様式10

医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1 統合失調症の診断・治療に十分な 経験を有する精神科医の氏名		常勤換算
	- *F	常勤換算
2 統合失調症について十分な知識を 有する薬剤師の氏名		
3 副作用発現時に対応するための 体制の概要		

[記載上の注意]

- 注) 「1」については、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 22時間以上の勤務を行っている精神科医である非常勤医師を組み合わせて配置している場合には、当該医師の「常勤換算」の口に「✓」を記入すること。
 - なお、当該配置を行う場合は、勤務形態及び勤務時間に係る届け出を、様式7を用いて行うこと。